

熊谷市監査委員公告第8号

令和7年度建設部定期監査の結果に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により別添のとおり公表する。

令和8年7月31日

熊谷市監査委員 富井 晴 夫

熊谷市監査委員 沼上 政 幸

令和 7 年度建設部定期監査指摘事項等措置報告書

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
1 収入事務 土地使料について、前納となっていないものや納期限が設定されていないものがあつたので、熊谷市行政財産の使料に関する条例第 4 条及び熊谷市会計事務規則第 2 1 条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。 【道路課】 2 支出事務 指摘事項なし。 3 契約事務 池上地区「道の駅」関連道路整備事業測量分筆登記業務委託について、受注者に対する完了検査結果が通知されていなかったなので、熊谷市標準委託契約約款に基づき、適正な事務処理を行うべきである。 【道路課】 集水柵及び側溝等清掃業務委託について、監督員の指定及び引受書が通知されていなかったなので、熊谷市標準委託契約約款及び仕様書に基づき、適正な事務処理を行うべきである。 【維持課】 道路植栽管理業務委託について、随意契約とする根拠法令が適切でなかったため、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 に基づき適正な事務処理を行うべきである。 【維持課】	1 収入事務 令和 7 年 1 0 月の起票分から使料の前納及び納期限の設定を徹底した。 【道路課】 3 契約事務 熊谷市標準委託契約約款に基づき、令和 7 年度より、完了検査結果を通知するよう徹底した。 【道路課】 熊谷市標準委託契約約款第 4 条及び第 1 0 条に基づき、適正な事務処理を行うよう徹底する。 【維持課】 今後は、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 に基づき、適正な事務処理を行うよう徹底する。【維持課】

熊谷市中央地内分筆測量登記業務委託について、完了検査結果及び引受書が通知されていなかったため、熊谷市標準委託契約約款に基づき、適正な事務処理を行うべきである。 【河川課】 熊谷市営住宅等の管理代行業務について、完了確認報告書に記載する完了日、確認日及び出来高率の記載誤りがあったため、協定書等に基づき、適正な事務処理を行うべきである。 【営繕課】 4 負担金 指摘事項なし。 5 工事 指摘事項なし。 6 財産管理 すでに廃棄された備品が台帳に掲載されていたため、熊谷市物品管理規則第26条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。【管理課、道路課】 7 その他 準公金について、通帳と届出印が同じ場所で管理されているもの、収入・支出伝票が作成されていないもの及び立替払いされているもの等が見受けられたため、熊谷市準公金取扱要綱に基づき、適正な会計事務を行うべきである。 【管理課、道路課、河川課】	熊谷市標準委託契約約款第10条に基づき、完了検査結果及び引受書を通知するよう徹底した。 【河川課】 熊谷市営住宅等の管理代行業務について、完了確認報告書の作成にあたり、協定書等に基づき適正な記載となるよう徹底した。 【営繕課】 6 財産管理 廃棄済みの備品について、備品台帳から抹消登録を行った。今後は、熊谷市物品管理規則に基づき適正な事務処理を徹底する。 【管理課、道路課】 7 その他 熊谷市準公金取扱要綱第6条に基づき、通帳は会計担当者、届出印は準公金管理者が、施錠できる場所において管理することとした。 また、収入・支出伝票及び現金出納簿を作成するとともに、今後は立替払いを行わないよう適正な会計事務を徹底する。 【管理課、道路課、河川課】
---	---

文書収受について、紙文書に収受印の押印がないもの、文書番号の記入がないもの及び文書収受されていないものが見受けられたので、熊谷市文書管理規程第 1 2 条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。 【管理課、維持課、河川課、営繕課】 市が発送する文書について、一部文書記号の記載誤りが見受けられたので、熊谷市文書管理規程第 2 2 条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。 【河川課、営繕課】	熊谷市文書管理規程第 1 2 条に基づき、紙文書の文書収受について適正な事務処理を行うよう徹底した。 【管理課、維持課、河川課、営繕課】 熊谷市文書管理規程第 2 2 条に基づき、市が発送する文書について適正な事務処理を行うよう徹底した。 【河川課、営繕課】
--	---